平成八百三十六一一 福島県相馬郡飯舘村大字蕨平字蕨	山林	及び払い、常緑針葉樹の枝を除去、堆積物の打ち切り、再飛散防止措置
平成八百三十七一一 福島県相馬郡飯舘村大字蕨平字蕨	山林	及び払い、常緑針葉樹の枝を除去、堆積物の打ち切り、再飛散防止措置

十一　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	第一号の表の下欄に掲げる土地等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。） 電話番号　〇一二四（五七三）七三三〇

十二　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十六年十一月

十三　土壌等の除染等の措置の実施に関する意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第一号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年６月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東京海上日動ファシリティーズ株式会社　江頭　重志　神奈川県川崎市幸区大宮町1310　国土交通大臣許可（般・特―23）第5798号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年５月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年６月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社Ｊ．フロント建装　鮎川　定行　東京都荒川区東日暮里４―36―20　国土交通大臣許可（特―25）第18097号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年５月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年６月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　山加電業株式会社　三森　　茂　東京都豊島区南池袋１―10―13　国土交通大臣許可（般・特―25）第2837号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年５月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年６月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大基　川名　法人　東京都八王子市大和田町２―19―22　国土交通大臣許可（特―21）第5388号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年６月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年６月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ハイランドテクノ株式会社　西田　　努　東京都文京区本郷３―15―９　国土交通大臣許可（般―22）第21609号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業、鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年６月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 26 年８月 11 日

関東地方整備局長　越智　繁雄

1　処分をした年月日　平成26年６月26日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東京ガスリモデリング株式会社　野口　尚史　東京都台東区松が谷１―３―３　国土交通大臣許可（特―23）第19385号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。